



9 月号

毎月1回 10日発行

発行所 八郷町役場

八郷町大字柿岡
電話(柿岡)4番

発行人 桜井嘉幸

戸数と人口(8月末日現在)

世帯数	5,716
人口	16,222
男女計	17,025
	33,247

待望の八郷振興策

新農村建設計画樹立に第一歩を踏み出す

当町では新町発足以来、農業振興総合計画の推進によつて、町の発展をはかるべく考へてきたが、近々県の新農村建設計画樹立補助指定町に指定されることになったので、近頃各地に盛り上がりつつ来た計画樹立促進の声にこたへて去る八月二十七日、柿岡小学校講堂に町内各機関、団体代表や関係者など約五百五十名を招き、県からは尾中農林部長、農政課長、小林総合開発課長、小林新治地方事務所長、其の他の関係者、桜井県議、農林委員などの参列を得て、新農村建設計画樹立準備協議会をひらき、計画樹立の第一歩を踏み出した。

新農村建設計画とは

今日農村の人々が一ばん欲しがっているものは、何といつてもこれからの益々窮乏を予想される農村経済に對し、如何にすれば収入を多くし、農村生活を明るく豊かにすることが出来るかということでしょう。

この切なる農村の要請に基いて、(一)農村の人達の集団の力で、(二)土地利用、経営、生活等の新しい技術、町村の発展に最も適合した方法で取り入れ、(三)これらの改善で生れた力を次の生産の基礎としながら、自分達自身の力でよい町を建設しようとする方法です。

○どんなふうな計画が樹てられるか
前に述べたように八郷町は県の新農村建設計画樹立補助指定町になりますから、県のこの道の専門技術者の指導援助を受けることになり、一方町では準備を進めるために、桜井助役を主任者として、役場吏員で事務局を作り、これは準備協議会で満場一致賛成を得ました。

○計画樹立の機構と計画の進め方
当町のように百五十三平方キロもある広大な地域をもつ町では、土地の条件がまちまちです。ですから、いくつもの地区に分け、それぞれに適合した計画がたてられる事になります。地区の分け方は旧町村の区域にとらわれることなく、基礎調査の結果でめられる事になります。その地区単位に計画委員会が組織され、それが中心となつて自主的に、各農家が納得する計画がたてられねばなりません。

○各選挙区の議員数算出のしかた
選挙区制を設けた場合、選挙区毎の議員の数は、人口比で決めることになっている。

○計画樹立の機構と計画の進め方

町議選挙区もさる

八選挙区 定数三十名

八月四日の町議会で、町議の選挙区と定数が次のように議決された。

第一選挙区 柿岡地区	五人
第二選挙区 小幡	四人
第三選挙区 青穂	四人
第四選挙区 恋瀬	四人
第五選挙区 瓦会	三人
第六選挙区 園部	四人
第七選挙区 林	三人
第八選挙区 小松	三人
計	三〇人

この算出基準となる人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口となつてゐるので、今回は昭和二十五年の国勢調査人口を使用し次の通りである。

月日 ⑤配偶関係 ⑥国籍とその他を
国勢調査員が皆様からお尋ねして記載する事になります。調査上の一般的な事項を申し上げますと、調査員は九月二十四日より三十日の間に受持区域の準備調査を行います。各世帯を巡回訪問し、調査表の配付や記入の依頼と指導等必要事項をお尋ねいたします。十月一日午前零時を期して実地調査を行います。

基本選挙人名簿の登載申請

9月15日～9月30日

皆さん、今月は基本選挙人名簿登載申請の月です。選挙人名簿には基本名簿と補充名簿の二つがあつて、基本名簿は法の定めにより、毎年九月十五日現在で次の要領で調製するものです。

一、申請期間 九月十五日より九月三十日まで

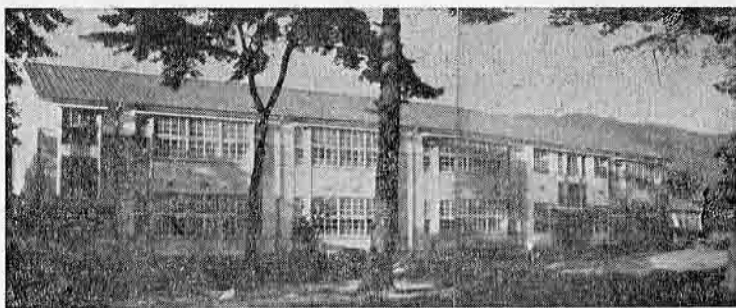
二、登録(申請)資格者
(一)昭和二十九年九月十五日に調製した基本名簿と本年二月及び四月に調製した補充名簿に登録されている者で、引き続き当町に住んでいる者
(二)今年の十二月二十日で満二十才になる者で引き続き当町に住んでいる者
(三)他の市町村より転入した者で、満二十才以上の者、今年の十二月二十日で満二十才になる者で、今年の六月十六日以前に転入した者(九月十五日現在で三ヶ月以上の居住者)
(四)出生(申請)無資格者
(五)禁治産者 (六)禁以上の刑をうけて、その執行を終らない者 (七)選挙犯罪者で公権を停止されている者
(八)その他

本年十二月中には、町議と教委の選挙が行はれることは確実で、この名簿で実施されることも考えられますので、申請もれのないよう注意して下さい。尚疑問の点は役場又は支所の選挙係に問合下さい。(町選管委)

○あなたの家にふだん住んでゐる世帯員について記入する
世帯員とはその世帯に三ヶ月以上わたつて住んでいるか、あるいは三ヶ月以上住んでゐると思つてゐる人です。記入しなければならぬ人

出来上つた 恋瀬小学校

恋瀬小学校の老朽危険校舎



ですが、当分は事務局が主となつて、先づ基礎調査の準備を進めます。どうぞ全町民各位の積極的な御協力を要望いたします。
(新農村建設計画事務局)

国勢調査についてお願い

十月一日に行なわれる国勢調査について、世帯主の皆さんにふだん住んでいる家族に主との続柄、氏名、世帯について、一人もれなく申告し

は、笠間町大塚組の手で施工中であつたが、去る八月五日竣工した。
総建坪 三二七・五坪
工費 八六万四千円
内訳
(写真は恋瀬小学校新校舎)

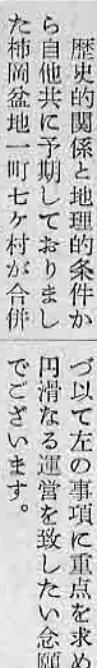
①家族 ②住込の雇人 ③間代、食費などを払つていない同居人 ④以上の人は旅行や入院(三ヶ月以内)などで一時不在でも記入します。
記入してはならない人

①生計が別の家族 ②間代食費などを払つてゐる同居人 ③間借人、下宿人(ふだんよそに住んでいて、たまにまた来ていた人は記入しません) ④氏名 次のような順序で記入します。世帯主 妻 子供やその配偶者 孫 両親や祖父母 弟妹 その他家族 住込の雇人 その他
昭和三十年九月三十日まで生れたまだ名前のついていない赤児は名づけずと書く。
⑤世帯主との続柄 世帯主の何にあたるかをつぎのように書いて下さい。
世帯主 妻 次男 長男 長男の妻 長男の長男 母 妻の弟 女中
⑥男女の別 男又は女と書いて下さい。上段に書いた男女名と同じであつても全上又は下と書くか必ず男又は女と書いて下さい。
⑦出生の年月日 実際に生れた年月日を書いて下さい。生れた月日の不明な人は生れた年を記入し、月日のところを不明と書いて下さい。生れた年も不明な人は見込の年令を何才と書いて下さい。数字は1,2,3のように算用数字を用いる。
⑧配偶の關係 届出の如何にかかわらず実際の状態を次のように書いて下さい。
妻又は夫と離別して独身の人は離別 妻又は夫と死別して独身の人は死別 現在妻又は夫のある人は有 まだ結婚したくない人は未
⑨国籍 日本は日 その他は朝鮮 中国 アメリカ イギリスなどのように書いて下さい。
尚記入にあつたつては調査票記入欄及び注意のところによく読んで記入して下さい。

期待される新農業委員会

会長	榎井 利一	小林 尚会長榎井利一氏は皆様に
副会長	吉田 唐三郎	本紙を通じて次のような挨拶を
代表委員	藤代 遠 小山田 寄せられた	(写真榎井会長)

八郷町農業委員会々長 桜井利一



愈々就任致しました
上は農業委員会の使命
から、八郷町の持つ特
異性を十分生かし、先
左の事項に重点を求め
る運営を致したい念願
います。

乳価がさがりそろ／＼乳牛を手ばなしはじめた昨年の八月中旬頃、本当に乳牛を手ばなしなくてはならないかどうかをしろるために、ある部落を対象に酪農をする人達が一番

かへて計算してゐるので、これが取りもなをさす乳一升をしぼるための大部分の生産費となつて居る事は申すまでもない。

この調査成績を今の乳価に

乳牛を草で飼つたら

[illegible]

新治郡下に於て現在県に提出されている未墾地買収申請並に陳情は、總數三六件、対照面積六七六町余に及んでいる。このうち買収計画が樹立され、又は調査の段階に至つてゐるものは何れも関係地元農業委員会が農地法第四十五條によつて正式に國に対する買収の申出をしたもので、これで、県は出来る限りを優先してとりあげてゐることが知れる。

八郷町各地区よりの未墾地買収申出は、旧志ぬ地区農業委員会よりの一件が正式申出で、あとの六件は何れも陳情の形で、個人申請である。計七件、七四町余に過ぎないが、その關係陳

情者は百人余に達している。
現在に於ける未墾地買収は、終戦後マツカアサー命令による強制的買収からくらうれば、やや緩和されてはいるが、やはり法による買収であり、その買収価格も固定資産税評価額相当の

未墾地買収の問題 (一)

新治地方事務所農地課長 平 輸 光 三

極めて安いものであるのと、農地改革後の地主は主に山林に依存して生活している関係もあり又個人による買収申立山林の地主が営農上必要な山であつたり採草地であつたり、水源地であつたり非常に計画性のない無謀な陳情が多いことなどから、県としても単にいやがらせの申請ではないかと疑われるものが相当あつて困却しているのである又この問題は、国会議員の有志や、民間森林団体で政治問題として取り上げ、種々な動きのあ

ることは大方の御承知の通りである。これに対して、陳情者側も革新政党や団体を結集して、未墾地買収の氣勢をあげているのであるが、こゝに於て県としてもこの現状を見過すことが出来ず、先日新聞紙上等にも発表

された通り、未墾地開墾陳情等についての処理について基本方針を決定すると共にこれに対処する方策として「総合土地利用計画の策定に関する基本方針」によって、問題解決の指導に當ることになったのである。現在果に出されている未墾地買収関係の陳情書は八一地区約二〇〇〇町歩に達しているが、これ等の処理については、今後右による解決方策によつて除々にその適否を決定して行くことになったのである。これについても陳情者側と革新政党並に団体等はこの基本方針の搬渡を叫び成行きが注目されている。

（四頁に続く）

新治地方事務所農地課長 平輪光三

(四頁に續く)

自転車と荷車の

登録もありませんか？

一斉付替を実施したのであるが、未だ一部に無鑑札の諸車を使用している者も見受けられるので、心当りの方は早速鑑札の交付を受ける様にお奨めします。

町では課税の適正化をモツ
トとして近く無鑑札の一斉
検札を計画中であるので、も
ぐりは一人もないようすぐ手
続きするよう希望します。

町税条例では自転車、荷車

を取得し又消滅した日から七日以内に町長に申告することになつており、正当な理由がなく手続を怠ると三万円以下の過料が科せられることに定つております。

みかん畑

◎農村婦人の地位を高めるには、長い間のしきたり、習慣、考え方を改め、社会人として

とです。それには、まず周囲のグループで十分話し合い、身じかな問題から一つずつ解決してゆくことです。

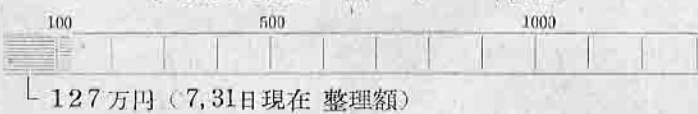
◎荳穂地区にも近頃納税組合

がボツ／＼結成されています
間もなく朗らかな報告も出来
ましよう。

秋蚕繭収入、葉たばこ収入
お互に気がかりな 滞納を整理
しましょう。

米の予約金、夏秋蚕繭収入、葉たばこ収入などを心がけて納税にまわし お互に気がかりな滞納を整理してさつぱりいたしましょう。

昭和30, 6, 1 現在 滞納総額
1,301万円(昭和24年~29年度分)



127万円（7,31日現在 整理額）

自転車と荷車の登録もありませんか？

さきに自転車、荷車鑑札の一斉付替を実施したのであるが、未だ一部に無鑑札の諸車を使用している者も見受けられるので、心当りの方は早速鑑札の交付を受ける様お奨めします。

町では課税の適正化をモットーとして近く無鑑札の一斉換札を計画中であるので、もぐりは一人もないようすぐ手続きするよう希望します。

町税条例では自転車、荷車を取得し又消滅した日から七日以内に町長に申告することになっており、正当な理由がなく手続を怠ると三万円以下の過料が科せられることに定つております。

みかん畑

◎農村婦人の地位を高めるには、長い間のしきたり、習慣、考え方を改め、社会人としての実力を養うことが必要である。

八月一日癸丑

八郷町旧町村区域の八農業共済組合は、一市町村一組合の規定に基き八組合を合併し新に八郷町農業共済組合を設立し八月一日より発足した。

合併により極力経費の節減を図り一面職員の訓練を充分にして事務の能率化と損害防止の施策を充実にして組合事業の円滑な運営向上を図ること

例	飼料区分
甲	粗飼料
	濃厚飼料
	合 計
乙	粗飼料
	濃厚飼料
	合 計

— DCP=可消化蛋白
— TDN=可消化養分總量

例	飼料区分	給与量	給与飼料中の成分量 (g)											1日の搾乳量	1日の生産費
			100	200	300	400	500	600	700	800	900	1000			
甲	粗飼料	4.040	DCP 45% TDN 856%											7 升	53 円
	濃厚飼料	2.276	DCP 210% TDN 1617%												
	合計	6.316	DCP 255% TDN 2473%												
	粗飼料	13.400	DCP 200% TDN 1487%												
乙	濃厚飼料	1.300	DCP 170% TDN 1000%											9 升	24 円
	合計	14.700	DCP 370% TDN 2487%												

目標を超過

当町の今年の米の集荷予定数量は二〇、三一八石以上を要請されていたが、生産者の

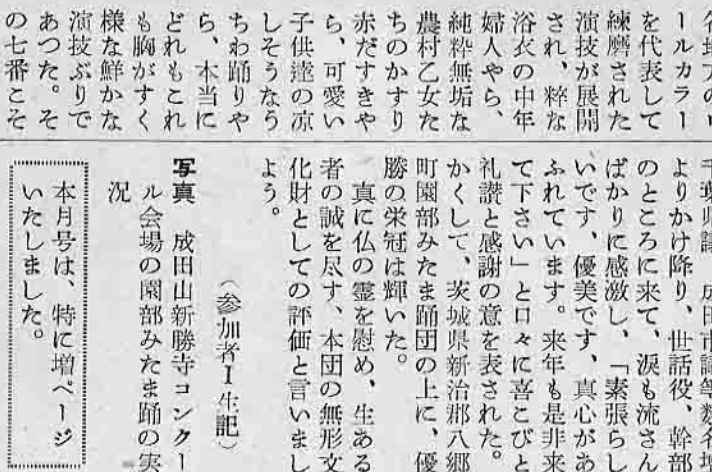
地区別	要請量	予約申込量	比率
小柿	二、〇九〇石	二、二二・〇石	一〇六%
芹苴	二、七八七石	二、〇九七・〇石	一〇一%
恋瀬	二、七八七石	二、八一〇・六石	一〇一%
瓦会	二、二六八石	二、四五〇・七石	一〇八%
園部	二、五七二石	二、七五〇・〇石	一〇七%
林部	二、九五七石	二、三三五・〇石	一〇四%
小計	二、〇八六石	二、一四九・六石	一〇三%
	二、一八七石	二、一五〇・三石	一〇六%

皆様の御協力と集荷業者の活動で次のように各地区共目標量を超過した。

しかし、個々の予約者を見ると生産見込量より甚だ少ない予約農家もあるので、その農家は食管法によつて申込粒量の改定を指示されることになりましょう。

伝統の園部たま踊団

園部みたま踊団の出場であつた。堂々繰り込む長もの持ちの行列から始まり、場内一ぱいにくりひろがり、文字通り場を圧した。踊りが始まるや拍子の嵐潮の如く、踊り手、世話役暑さを忘れて熱演した終つて整然と退場が始まると成田市長、成田観光協会長、



るのであつて、無理もない處もある。唯、未墾地買収陳情に参加してゐる農民の中には、一部怠惰な者があつてその目的が疑われるばかりでなく、土地ブローカーの如き單なる土地獲得と金もうけを企圖するもの等不純なる分子のあることは誠に遺憾なことであつて、多くの純真なる農民の多くが、これ等不純分子に指導され引きづられてゐることは実に残念なことである。

農地法が存続し、国や県の予算が未墾地買収費として計上され、以上の以上、県は未墾地買収の事務を進めて行かなければならない。随つて農村側からも地主側からも納得のゆく買収でなければならぬ。農地法による未墾地買収の精神は「國は自作農を創設し又は自作農の經營を安定させると必要があるとき」に開闢して農地とすることが適當な土地及耕作の事業を行うために利用するに必要な土地その他を買収するのであるが、買収にあたつては科学的な調査を行い

耕種改善と相俟つて種子更新による増産は見逃すことの出来ない事は、すでに農家の皆様周知の通りであります。今秋蒔ける麦類の種子は、

採種ほ生産種子と交換して今のうちから準備しておくことが肝要です。

各地区の採種ほ生産量は別表の通りです。

支所別／品種別										支所別／品種別									
小	林	園	瓦	恋	芦	小	柿	支所別	計	小	林	園	瓦	恋	芦	小	柿	支所別	計
櫻		部	会	瀬	穂	幡	岡	農五〇	農六四	櫻		部	会	瀬	穂	幡	岡	竹林	水府
八		二九	一四	三二	一四	一六	一五斗	三三斗	農六七	五三斗		八		四五	五〇	五三斗	斗	二二斗	さつき
二四		三〇	六			一五			白莢	二五		二〇		三〇	一六		二二斗	二一斗	計
一一六		二二	二〇	一八	二四	一八	斗			一六		一五		二六	二八				
六四		一〇		二〇	一六		斗					二〇							
四一六		四〇	七一	四〇	七〇	五四	四八斗	計				一三							
		四四										一〇八		四三	五四	九一	七五	九六斗	
												六六五							

今年の麦まきも目の前に迫つて来ており、既に麦用堆肥の積込みも終つて着々準備されていくことも思われますが、麦類の種類をどのような割合に作付するかは、大麦と小麦にして法によつて無謀に個人の山林を買収し、怠惰な農民や土地ブローカーに制限なく増反を認めて、その土地を配分するのではないのであつて、このことは、山林所有者にも、みこん地買収陳情者にも知つて貰いたいのである。

細かいことについては、殘念ながらここに記述する紙数の余裕を持たないが、各地に於て地主陳情者の間に感情的争闘が展開され、引いては町村の政治的問題にまで發展するが如き傾向は、止むを得ない点もあるが農地法の正しい知識と、冷静な態度を持つてお互に話し合いを進められれば、將來の農村發展の爲にも、得る處が多いかと思われる。

最後にお願したいことは、県の方針に協力され、今後町村の

農業委員会が、積極的に農村の「総合土地利用計画」を樹立し、自己町村のあり方を正しく認識すると共に、未墾地の利用等についての実施に万全を期せられたいことである。果はこれ等の町村に対して、技術的援助と指導に乗り出すことになつてゐる又陳情者の方々にお願したいことは、先づ未墾地買収に關しては關係地元農業委員会に相談され、何處までもその協力を得て、正しい農地法第四十五条による申出を、県に提出されるよう望みたい。

斯くして未墾地買収問題の圓滿なる解決を、圖られたいのである。

(九、九)

での品種の収量、品質、成熟期、稈の長さなど、主として刈取時期の労力、生産物の処理あるいは夏作物の種類と作り方などを考え合わせて決めることが大切です。

種子は刈取りの時に確保された事と思われませんが、前記のことをよく考え合わせてみてまた準備されない方は、今のうちに種子の交換をしておきましょう。

（農業改良事務局）

八郷町長サマ

ゼイキンオサメラレライ
町長ニ一言口約ハドデス
吏員ノウチニ年中酒、時間
中モアレデイハノデスカ
魚ヤ肉ヤデツイブンノンデ
イルノモミテイマス
町長ノ氣モヲシンブンデ
クシテ下サイ

(町ノ老人)

お答へ） あなたの申されるような不心得の吏員があるとは思つておりませんでしたが、若しあなたがそんな吏員を見かけたとしたら、何か理由のあつた会食のあとなどであつたかと思ひます。

私は貴重な皆さまの税金をあづかつて、それを皆様福祉増進の為に使用する

の金で、自分の時間にあな
たの見かけたような行為を
することも、決してよい事
ではないと思つているので
気をつけるよう望んでおり
ます。これからも一層左様
な事のないよう心がけます
から、皆様にも御協力いた
さきたいと思ひます、御忠
言誠に有りがとうございま
した。

（町長）

使用申込みは必ず書面で

柿岡公民館（収容人員三〇〇名）は、この程完成したので、どんどん御利用ねがいたい。使用希望者は次のように申込んで下さい。

使用月日・時間・集会人

使用団体名とその責任者を明記した書面で、使用する日の三、四日前までに、柿岡小学校内三輪主事あて申込むこと。

○三ページ「十月の納税」の記事中十月三十日は、三十一日と訂正します。

- 歌詞は平易な文章で 町の建設的な意欲と 明かるい希望を歌い込むこと
- 図案は はがき大の用紙、色は三色位、意匠の説明をつけること
- 採否は別として優秀なもの各三点に賞品をさし上げます
- ×切 10月末日 ○あて先 八郷町役場 調査室

俚
謠

我慢するものも女の道と
聞いて嫁には来て見たが
田村 菫丹
生きる力も草の実ほどに
弾き返せぬ日が続く

風よ荒れるなこゝしはらくは
稲が身重でゐるほどに
秋を淋しと言ふたわ誰か
唄で明るく稲を刈る
岡崎 笛聲
山田 紫影

太岐口栖風

教職員異動

一、轉補（九月一日附）

小桜小 山口純代林 小より

一、退職（八月卅一日付）

木目ノ銀目言注

林中長谷川岳也